通知した基準料金指数

(平成25年10月1日から平成26年9月30日までの1年間適用)

事業者名 区 分	NTT東日本	NTT西日本
音声伝送バスケット	92. 7	92. 7
うち加入者回線サブバスケット	1 0 0	1 0 0

注:平成12年4月1日時点の料金水準を100とした場合の指数

【基準料金指数の算定式】

基準料金指数=前期の基準料金指数

×(1+消費者物価指数変動率-生産性向上見込率(X値)+外生的要因)

① 前期の基準料金指数

(音声伝送) 92.7

(加入者回線) 100

- ② 消費者物価指数変動率(平成24年度):-0.3%
- ③ 生産性向上見込率(X値):H24.10.1~H27.9.30まで適用される値

(音 声 伝 送) 消費者物価指数変動率 (加入者回線) 消費者物価指数変動率

④ 外生的要因: 0

【参考】基準料金指数の推移

(1) 平成12年10月から平成15年9月まで適用された基準料金指数

区分	H 1 2. 1 0 ~	H 1 3. 1 0 ~	H 1 4. 1 0 ~
音声伝送バスケット	97.8 (東:97.4 西:97.8)	95.5 (東:92.9 西:93.0)	92.7 (東:92.6 西:92.6)
うち加入者回線サブバスケット	1 0 0 (東:100 西:100)	100 (東:100 西:100)	100 (東:100 西:100)

(2) 平成15年10月から平成18年9月まで適用された基準料金指数

[⊠分	H15.10~	H16.10~	H 1 7. 1 0~
音声伝送バスケット		92.7	92.7	92.7
'		(東:92.6 西:92.6)	(東:92.7 西:92.7)	(東:85.9 西:86.4)
	うち加入者回線サブバスケット	100	100	100
	プラ加八百国際グラバスアプト	(東:100 西 100)	(東:100 西 100)	(東:95.8 西 96.1)

(3) 平成18年10月から平成21年9月まで適用された基準料金指数

	 区分	H18.10~	H19.10~	H 2 O. 1 O~
-	音声伝送バスケット	92.7 (東:86.2 西:86.9)	92.7 (東:86.6 西:87.5)	92.7(東:87.2西:88.0)
	うち加入者回線サブバスケット	100(東:95.7西:95.9)	100(東:95.8西:96.1)	100 (東:95.7 西:96.0)

(4) 平成21年10月から平成24年9月まで適用された基準料金指数

区分		H21.10~	H 2 2. 1 0 ~	H 2 3. 1 0~
音声伝送バスケット		92.7 (東:87.4 西:88.3)	92.7 (東:87.6 西:88.5)	92.7 (東:87.7 西:88.5)
うち加入者回線サ	ブバスケット	100(東:95.7西:96.0)	100(東:95.7西:96.0)	100 (東:95.6 西:95.9)

(5) 平成24年10月から平成25年9月まで適用された基準料金指数

区分		H 2 4. 1 0~
音声伝送バスケット		92.7 (東:86.7 西:88.2)
	うち加入者回線サブバスケット	100(東:95.3 西:95.6)

- ※ 平成12年4月1日時点の料金水準を100とした場合の指数
- ※ ()内は、各期の10月1日時点のNTT東日本及びNTT西日本の実際料金指数